

監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和8年1月22日

木津川市監査委員 西井 正
木津川市監査委員 倉 克伊

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により、下記のとおり公表します。

なお、本監査は木津川市監査基準に準拠して行ったことを申し添えます。

記

1 監査執行年月日 令和7年11月26日（水） 午前10時00分から

2 監査対象部局及び監査対象

市長直轄組織 危機管理課

- (1) 消防団管理システム、消防団活動支援システムの活用状況について
- (2) 防災行政無線及びファイヤーウォール等機器の更新状況について
- (3) 防災士の養成について
- (4) 地域防災計画の備蓄目標の達成状況について

総務部 総務課

- (1) 市有バスの運行管理業務委託について
- (2) 公用車配置・管理方針の運用状況について
- (3) ペーパーレスの推進とコピー機使用や古紙回収の状況について
- (4) 電子決裁システム導入の進捗状況について

総務部 財政課

- (1) 基金の管理状況について
- (2) 今後の財政計画について
- (3) 市保有未活用地（土地開発基金を含む）の現状について
- (4) 公共施設等総合管理計画・施設類似型別個別施設計画の進捗状況について

総務部 税務課

- (1) 課税事務事業費について
- (2) 納付方法別の利用状況や費用について
- (3) 市税の不納欠損処理の状況及び税外債権プロジェクトチームの活動成果について

総務部 指導検査課

- (1) 令和7年度入札の実施状況について（令和7年9月末現在）
- (2) プロポーザル方式のガイドラインについて
- (3) 公共工事等における働き方改革及び暑さ対策の取組みについて

3 監査方法

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した。

4 監査結果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内においておおむね適正であると認められた。

なお、一部の事務について、次に示すように指摘を要する事例が見受けられたので、今後、適正な事務処理に留意されるよう意見を述べる。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、記述を省略した。

(別 紙)

市長直轄組織

【危機管理課】

監査結果報告に添える意見として、消防団活動支援システムの導入率が52%と低く、十分に活用できていない。地域防災の要である消防団活動の充実強化や費用対効果の向上のため、導入率100%を目指し、登録者を増やすよう努められたい。

防災士の養成講座については、防災士の資格取得により知識やスキルを還元する地域防災リーダーとして十分に活動いただき、地域防災力の向上となるよう、今後も取り組まれたい。

総務部

【総務課】

監査結果報告に添える意見として、市有バスの運行管理業務委託について、運行管理や整備管理等の業務が適正に実施され、効率的なバス運行となるよう委託先事業者やバス使用課への指示や管理に努められたい。

コピー機使用において、極端に増加傾向のカラーコピーは真に必要な場合に限定するよう改善し、枚数削減等に努めるよう職員指導を徹底するとともに、ペーパーレス化の推進に取り組まれたい。

電子決裁の導入について、会計システムの更新に合わせて検討を進められたい。

【財政課】

監査結果報告に添える意見として、市の財政運営は、人件費や扶助費などの義務的経費の増加により、今後も、厳しい状況が続くものと予想され、予算編成にあたっては、財源不足から財政調整基金からの繰入に頼らざるを得ない状況となっている。そのため、持続可能な財政運営を進めるため、基金等の適正な運用と有効活用はもちろん、より一層の歳入確保に努め、健全な財政運営を目指されたい。

市が所有する未利用地については、市の方針や活用方法を整理し、売却可能な未利用地を積極的に売却し、収益化を図られたい。

公共施設等総合管理計画・施設類似型別個別施設計画については、施設の利用状況の変化や財政状況等を踏まえ、施設の総量適正化と数値目標の達成に取り組まれたい。

【税務課】

監査結果報告に添える意見として、税外債権については、徴収努力により一定成果があるものの、改善されない債権も見受けられ、公平の観点からも、納付資力のある未納者等への対策が必要である。債権管理条例に基づく適正な債権管理のために、税外債権プロジェクトチームから助言や指導を行い、各債権の取組目標が達成できるよう滞納対策に努められたい。

【指導検査課】

監査結果報告に添える意見として、入札情報の漏洩は、公正な競争を阻害し、公共工事に対する信用失墜に繋がりかねない。よって、入札情報の保護体制を構築するとともに、すべての職員に対して、職員の倫理の向上や職務執行の適正化を図るためにも、「木津川市の発注業務に係る職員行動指針」の周知徹底を行われたい。

依然として、1者応札により入札が中止になっている案件が見られる。入札による競争性を確保するためにも、入札要件の緩和や経済状況等を見極めながら、入札が成立するよう努められたい。

プロポーザル方式のガイドラインについては、令和8年4月施行に向けて取り組まれていることは評価する。今後の適切かつ円滑な運用により、プロポーザル方式のメリットが生かされ、公平公正な手続きとなるように取り組まれたい。

以上。